

若者のマルチ被害を調査・報告

消費者庁「庁内で共有し生かす」

消費者庁は8月31日、「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」（西田公昭座長）が取りまとめた、若者の消費者被害に関する報告書について発表した。18～29歳の1万1200人を対象に行ったアンケート調査の回答結果と分析結果を記載してい

る。多数にわたる質問項目の中には、ネットワークビジネス（NB）による被害拡大を想定したと思われるものも少なくない。今回の報告書はあくまで、分析結果をまとめたものであり、具体的な政策提言までは踏み込んでいない。ただ報告書では、今後の課題として、

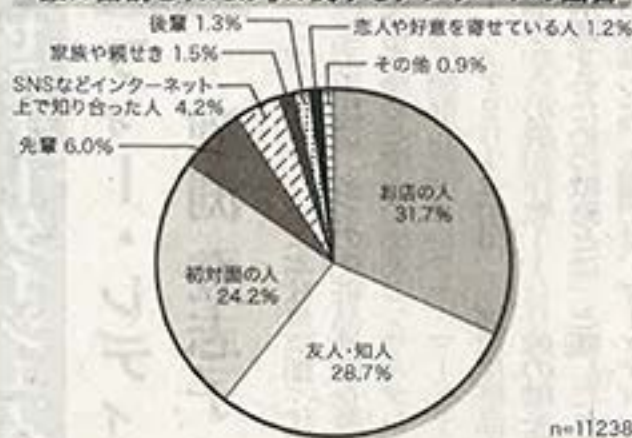
「心理的要因の分析を基に、消費者契約法の課題の整理をすべき」との指摘もあり、法改正

の議論に影響を与える可能性もある。消費者庁では今回の報告書について、「取引対策課など庁内で調査結果を共有して、何らかの形で生かしていく」（調査企画課）と話している。

同検討会によるアンケート調査は、18年2月9日～23日の2週間、ネット上で実施された。

アンケート調査の結果では、「お店以外で、商品等の購入やサービス等の契約についての勧誘を受けたことがある」という質問に対して、全体の79・8%に当たる8967人が「はい」と回答。

「誰に勧誘されたか」に関するアンケートの回答



「誰から勧誘されたか」という質問では、「友人・知人」が28・7%を占めた。「SNS等インターネットで知り合った友人・知人」は4・2%だ

もなり得る」と結論づけている。

同報告書では、「若者の消費者被害の発生・拡大を未然に防止するには、若者の理解と悪質な勧誘に対処するための消費者教育に期待されるところが大きい。一方、消費者契約法における取消し類型の在り方など、法制度の検討に関し、報告書で提示した心理モデルなどを考慮しつつ、さらに検討を進めていくことが望まれる」としている。

特商法や消費者契約法に詳しいさくら共同法律事務所の大原唯井弁護士は、今回の報告書について、「消費者庁は、調査結果の公表を通じて、若者へのNBの広がりや、NBが若者に強いる心理的な負担をアピールしたのではないかと。今回の報告書は、NB業界全体への規制強化や、若者からのクレームが出た場合の執行強化といった形で、現場にも影響を与える可能性がある」と話している。